

聖籠町国営加治川用水地区土地改良事業基金条例
をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例一号

聖籠町国営加治川用水地区土地改良事業基金
条例

(設置)

第一条 国営加治川用水地区土地改良事業の事業負担金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、聖籠町国営加治川用水地区土地改良事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。
(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用すること

とができる。

(処分)

第六条 この基金は、国営加治川用水地区土地改良事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。